

社会福祉法人北の大地役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規定は、社会福祉法人北の大地（以下「当法人」という。）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等（＜法人における常勤役員の定義＞の者）については、報酬、賞与及び退職手当を支給することができる。
 - (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- 2 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給することができるものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 賞与については、別表3に定める額
- (3) 退職手当については、別に定める算式により算出される額
- (4) 通勤手当については、職員給与規定第15条の規定に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第2に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料を支給する。）

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が銀行休日にあたる場合は、前営業日とする。
- (2) 賞与については、毎年6月及び12月とする。
- (3) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後6か月以内に支給する。

2 非常勤役員等（評議員を含む）に対する報酬は、前条（1）に準じて毎月支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、評議委員会の承認を受けて行う。

(補 則)

第 1 1 条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規定は、平成 2 9 年 7 月 1 日より施行する。

別表 1（第 6 条 1 常勤役員等の報酬）

役 職 名	報酬の総額
理事長・常務理事	年額 4, 2 0 0, 0 0 0 円

別表 2（第 6 条 2 非常勤役員等の報酬）

役 職 名	報酬の額
評 議 員	月額 1 0, 0 0 0 円
理 事	月額 3 0, 0 0 0 円
監 事	月額 3 0, 0 0 0 円

別表 3（第 6 条 1 賞与）

6 月の賞与：報酬の月額×2 か月

1 2 月の賞与：報酬の月額×2 か月